

○財務省告示第二百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年八月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百九十五回）
- 二 発行の根拠 平成二十二年に於ける財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格
- 三 振替法の適用
- 四 発行方法

て得られる価格をその発行価格とする。



六

イ

発

入 価  
札 格 行  
発 競 行  
行 争 額

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 債 参 加 場  
特 別  
者 第 I  
非 格 競  
争 入 札 発 競

ニ

国 債 参 加 場  
特 別  
者 第 II  
非 格 競  
争 入 札 発 競

額 面 金 額 で 二 兆 三 千 九 百 二 十 三  
 億 円 平 成 二 十 二 年 度 に お け る  
 う ち 平 成 二 十 二 年 度 の 公 債 の 発 行 の  
 財 政 運 営 の た め の 法 律 第 二 十 一 条 第 一  
 特 例 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付  
 項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金 額 で 利 付  
 千 八 百 四 十 五 億 千 百 八 十 五 万 四  
 円 、 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四  
 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行  
 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 、 額  
 面 金 額 で 一 兆 八 千 七 百 八 十 八 千  
 八 百 十 万 円 、 同 法 第 十 六 条  
 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た  
 利 付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額  
 で 九 百 九 十 八 億 九 千 九 百 三 十 五  
 万 円 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四  
 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 額  
 面 金 額 で 二 十 九 億 七 千 百 万 円  
 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六  
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金  
 額 で 二 千 三 十 五 億 円  
 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六  
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金  
 額 で 千 五 百 八 十 七 億 円  
 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六  
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金  
 額 で 千 五 百 八 十 七 億 円



の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 ○ ・ 二 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加え、次の算式  
により算出した金額を第二十  
号に規定する期日に払い込む  
ものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録されるもの  
座についで、は、前記(一)の  
に、ついで、は、前記(一)の  
より、算出した金額から、該金  
額に、百分の二十を乗じた金額  
(一) おいて、該国債発行時  
に、又は、外国に居住する者  
者、又は、外国に居住する者  
は、前記(一)の算式による  
し、た、金に、(一)の算式  
外、た、金に、(一)の算式  
税、率、人、額、に、(一)の算式  
除、す、る、こ、と、が、で、き、る、。

十四 初期利子

平成二十三年二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成二十四年八月十五日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十二年八月十六日